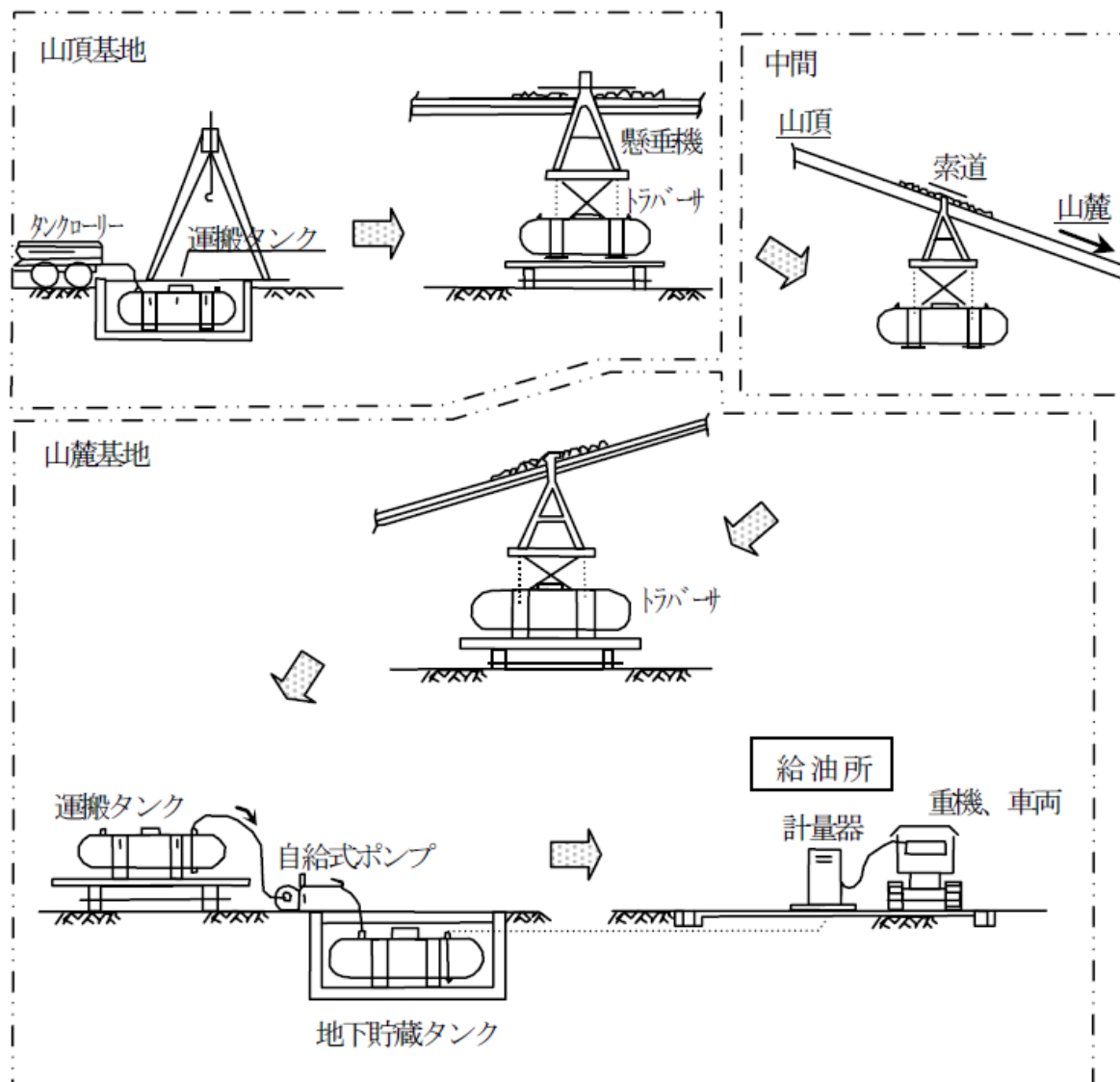


第4 一般取扱所

- 1 一般取扱所の基準は、「製造所」の例によるほか、次によること。
- 2 一般取扱所の範囲
 - (1) 建築物の内部をA・B・Cの3室に区画し、A室及びB室において、それぞれ接着剤を塗布する作業及び機械の洗浄等に指定数量以上のトルオール等を使用し、C室は、包装室等で危険物の取扱いを行わない。
 このような形態の工場は、一の一般取扱所として規制される。(S39.7.9 自消丙予発第65号質疑)
 - (2) 製油所又は油槽所の構内において、第1石油類又は第2石油類をドラム缶充填作業から出荷までの過程で、一時的(2～3日間)に容器入りのまま野積み状態を継続して取り扱っている場合は、ドラム缶充填所に隣接して野積みする場合であっても別の一般取扱所とし、空地の幅は屋外貯蔵所の基準に準じるものとする。
 なお、貯蔵を目的とする場合は屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制される。
 (S36.5.10 自消甲予発第25号通知、S40.1.19 自消丙予発第8号質疑、S40.4.15 自消丙予発第71号質疑)
 - (3) トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所については次によること。
 (S42.6.5 自消丙予発第35号質疑)
 - ア 適用危険物 引火点40℃以上のものに限ること。
 - イ 設備構造規制
 - (ア) 電磁式液圧弁付流量計(200L セットマイクロスイッチ内蔵)を設けること。
 - (イ) 自動閉止装置付ノズルを用いること。
 - (ウ) 一般取扱所全体を覆う固定消火設備「エアフォームヘッダー」を設けるとともに必要な第4種、第5種の消火器を設けること。
 - (エ) 使用ドラム缶の全てが充填前に必ず水圧テスト(水槽中0.1MPa以上加圧)を行い合格したものであること。
 - (4) 海水油濁防止のため廃油処理施設の規制については、次によること。
 (S48.8.2 消防予第120号質疑)
 - ア バラストタンク、オイルセパレーター、ガードベースン等は、全てを含んだ一般取扱所として規制する。
 - イ バラストタンクで分離された油を貯蔵するスロップオイルタンクは、屋外タンク貯蔵所として規制する。
 - ウ バラストタンクは20号タンクとして取扱い、その消火設備は、第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。またオイルセパレーター、ガードベースン等についても、第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。
 - エ バラストタンクの20号防油堤は、必ずしも設置する必要はない。
 - (5) ローリー積場の残ガス排出設備を次の方法により、一般取扱所(ローリー積場)内に設けることは差し支えない。(S56.10.6 消防危第129号質疑、S52.3.22 消防危第41号質疑)
 - ア 吸引ブロアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部より2mの高さから排出する。
 - イ 機器については、耐圧防爆型を使用する。
 - ウ 静電気対策については、既設アース受信部を改造する。

- (6) 建物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄器、オイルクーラー等を設置し、プレス機を建物から 3m 離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること。(S56.10.7 消防危第 134 号質疑)
- (7) 鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する行為については、運搬タンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までを一般取扱所として規制するものとする。なお、運搬タンクについては当該一般取扱所における危険物を取り扱う容器として認めて差し支えないこと。(S58.11.30 消防危第 126 号質疑)



図第 4-4-1

- (8) 印刷工場（一般取扱所）において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造には該当しないこと。(S59.6.8 消防危第 54 号質疑)
- (9) 危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し専用の運搬車に詰め替えを行う場合は、タンクローリー専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。この場合、第 3 種消火設備に替えて粉末を放射する大型消火器（毎秒 0.6kg 以上の放射能力で 60 秒以上連続して放射できるもの。）を 1 個以上設けるほか、規則第 33 条第 2 項第 2 号の規定により第 5 種消火設備を設けること。(S58.11.16 消防危第 118 号質疑)
- (10) 公共トラックターミナルにおいて危険物を運搬容器入りのままで荷降ろし、仕分け、一時保管及

び荷積みを行う場合は、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として次により規制できること。(S57. 8. 11 消防危第 82 号質疑)

ア 指定数量の倍数は 50 倍以下

イ 危険物の一時保管は場所を指定し、一般貨物と区分すること。

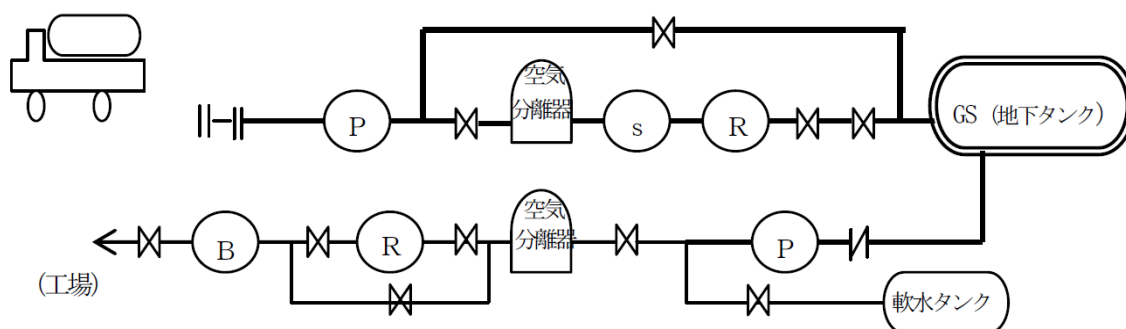
ウ 建築物は壁体のない構造とし、保有空地は屋外貯蔵所の規定を適用する。

エ 消火設備は一般貨物用として第 1 種消火設備を設けるほか、危険物対応として第 4 種及び第 5 種消火設備を設置すること。

(11) 共同住宅等における燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(H15. 8. 16 消防危第 81 号通知、H16. 6. 4 消防危第 61 号通知) によることができる。

(12) エタノールを水で希釈して濃度を 59%とする設備について、下図のように移動タンク貯蔵所からエタノールを地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合(1 日 1 回、作業行程終了後軟水で配管・装置・地下タンク等を洗浄する)は、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを政令第 9 条第 1 項第 20 号に規定するタンクとして取り扱う。

(S56. 7. 3 消防危第 83 号質疑)



図第 4-4-2

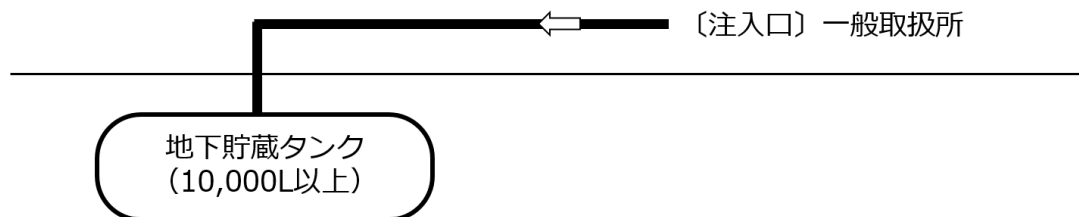
(13) タンクローリー充填所(一般取扱所)の直上部に建築物(当該一般取扱所に関する事務所)は設けられない。(S49. 1. 7 消防予第 6 号質疑)

(14) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所のうち一定の要件に適合するものについては、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えない。

(H11. 6. 2 消防危第 53 号通知、H24. 6. 7 消防危第 154 号通知、H25. 8. 23 消防危第 156 号質疑)

(15) 動植物油類(引火点が 250℃未満のものに限る。)の一般取扱所については、次によること。

ア 動植物油の地下貯蔵タンク(法別表備考第 17 号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が 10,000L 以上のもの)に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下貯蔵タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)



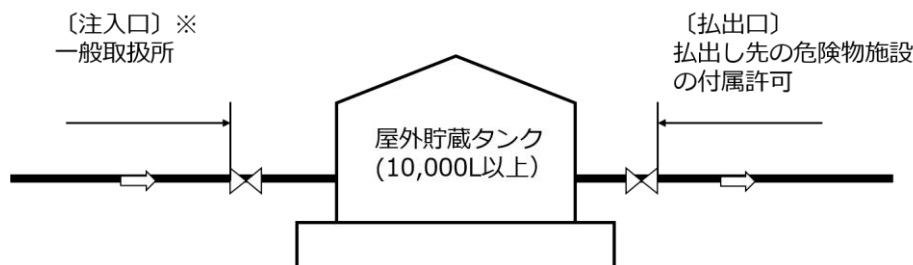
図第 4-4-3

イ 動植物油の屋外貯蔵タンク(法別表備考第 17 号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が 10,000L 以上のもの)に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、当

該払出口等は払出し先の形態に応じて、危険物施設の許可を受ける必要がある。

(H1.7.4 消防危第 64 号質疑)

この場合において、屋外貯蔵タンクに附属してポンプ設備を設置する場合は、払出し先の危険物施設の附属となるが、当該ポンプ設備から当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地については、当該屋外貯蔵タンクを危険物とみなし、政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ロの規定によるものとする。◆



図第 4-4-4

※ 注入元（移動タンク貯蔵所を除く送り元の施設）が危険物の場合は、当該危険物施設の付属となる。

ウ 動植物油の屋外貯蔵タンク（法別表備考第 17 号の規定により危険物から除かれる動植物油貯蔵量が 10,000L 以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合は、一般取扱所となる範囲は注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までとする。また、当該一般取扱所の保安距離については、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

この場合において、屋外貯蔵タンク（同一タンクヤードに存する屋外貯蔵タンクを含む。）に附属する注入口等については、当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地の規定を適用しないことができる。◆

(16) 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に 2m 以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じれば可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所とみなすことができる。

(R5.3.24 消防危第 63 号質疑)

3 政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所

(1) 共通事項

ア 政令第 19 条第 2 項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。（同令同項第 4 号及び第 5 号を除く。）

部分規制の一般取扱所には、区画室単位の規制（規則第 28 条の 55 第 2 項、第 28 条の 55 の 2 第 2 項、第 28 条の 56 第 2 項、第 28 条の 57 第 2 項、第 28 条の 60 第 2 項及び第 3 項、第 28 条の 60 の 2 第 2 項、第 28 条の 60 の 3 第 2 項、第 28 条の 60 の 4 第 2 項）と設備単位の規制（規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項、第 28 条の 56 第 3 項、第 28 条の 57 第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 60 第 4 項、第 28 条の 60 の 2 第 3 項、第 28 条の 60 の 4 第 3 項）がある。

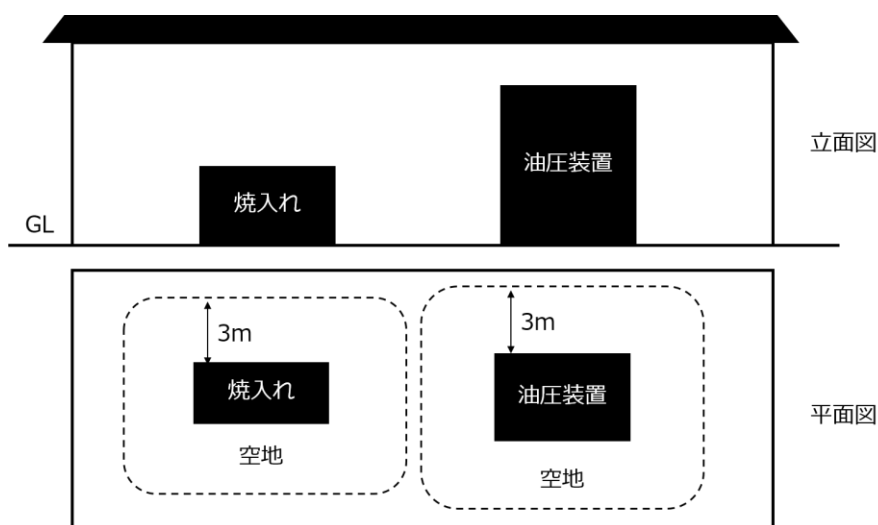
なお、政令第 19 条第 1 項及び第 2 項の基準のいずれも満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。◆

イ 一棟の建築物の中に政令第 19 条第 2 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所を複数設置することができる。（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

〔部分規制（区画室単位）の複数設置例〕



〔部分規制（設備単位）の複数設置例〕

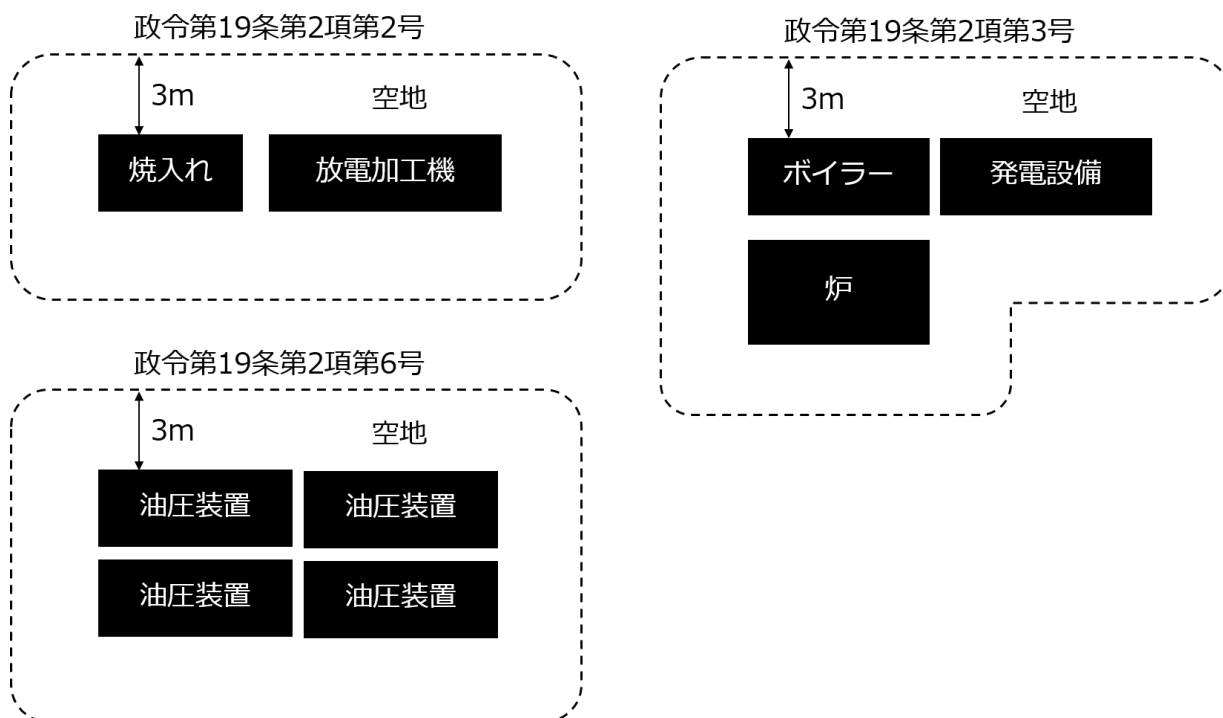


図第 4-4-5

ウ 危険物を取り扱う機器が複数存する場合の規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 2 号、第 28 条の 56 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 4 項第 7 号、第 28 条の 60 第 4 項第 1 号又は第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 1 号の適用にあたっての空地は、下図のように複数の機器を一つの設備として、その周囲に幅 3m 以上の空地を保有することをもって足りる。

(H1.7.4 消防危第 64 号質疑)

〔複数の設備が一の設備単位で規制される例〕

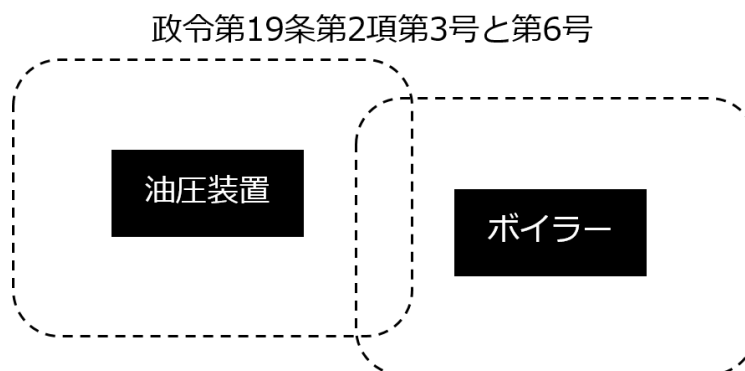


図第 4-4-6

エ 複数の異なった取扱い形態については次によること。

- (ア) 室内において保有するものとされている空地（規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 2 号、第 28 条の 56 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 4 項第 7 号、第 28 条の 60 第 4 項第 1 号、第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 1 号）は、相互に重なってはならないものであること。（H1. 3. 1 消防危第 14 号消防特第 34 号通知）

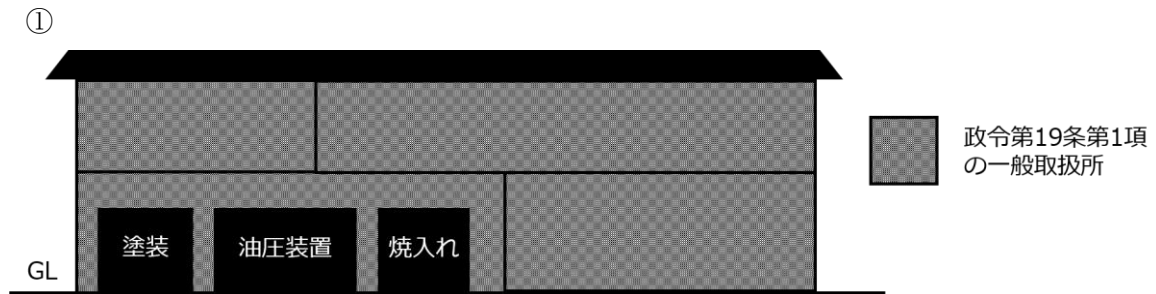
〔政令第 19 条第 2 項の異なった号の複数設置での空地がみとめられない例〕



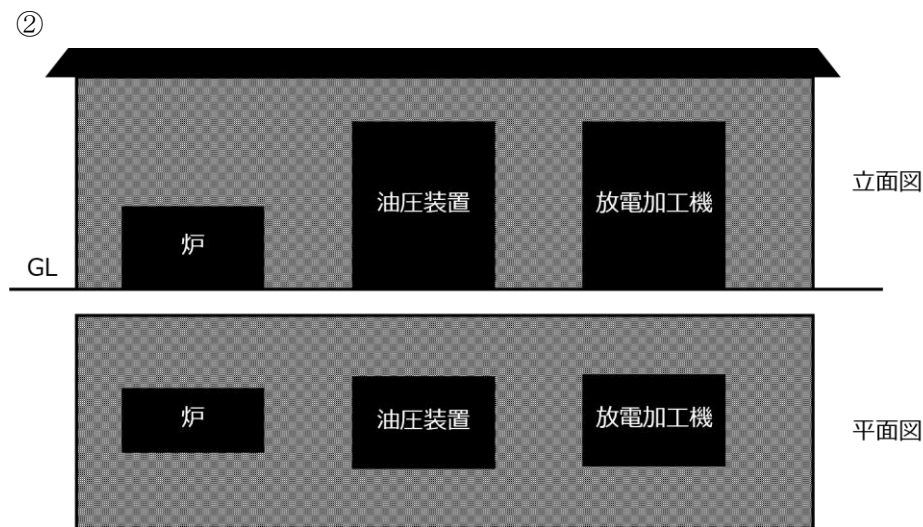
図第 4-4-7

- (イ) 同一作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と、指定数量未満の高引火点危険物を用いる油圧装置等が混在している場合、両設備を併せて政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 に定める技術上の基準を適用することはできない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

〔部分規制の一般取扱所とすることができないものの例〕



区画室単位の規制形態のもので、塗装（第 19 条第 2 項第 1 号）、油圧設備（第 19 条第 2 項第 6 号）、焼入れ（第 19 条第 2 項第 2 号）が同一場所に混在する場合



設備単位の規制形態のもので、炉（第 19 条第 2 項第 3 号）、油圧設備（第 19 条第 2 項第 6 号）、放電加工機（第 19 条第 2 項第 2 号）が同一場所に混在する場合

ただし、それぞれの設備周囲に 3m の空地を取り、それぞれを一般取扱所にできる場合を除く。

図第 4-4-8

オ 複数の異なった取扱形態については、原則として前記エのとおりであるが、複数の取扱形態が組み合わせられることにより危険性が増大するおそれのないものが含まれていることから、政令第 19 条第 1 項の基準について、同令第 23 条を適用し、同令第 19 条第 2 項各号（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く）に掲げられた取扱形態のうち「複数の取扱形態を有する一般取扱所」として、下記の運用指針に基づき室内に当該一般取扱所を設置することとして差し支えない。

(H10. 3. 16 消防危第 28 号通知)

(ア) a(a) から (g) までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、b 及び c に適合し、かつ、(イ) a から 1 までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第 19 条第 1 項において準用する政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定 (a(e) 及び (f) に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては、第 18 号及び第 19 号の規定を含む。) を適用しないことができるものであること。

a 危険物の取扱形態

(a) 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

(b) 洗浄のために危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態

(c) 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態

- (d) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- (e) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (f) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (g) 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態
- b 建築物に設けられた一般取扱所であること。
- c 指定数量の倍数が 30 倍未満であること。
- (イ) 一般取扱所の位置、構造及び設備
 - a 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(ア) a(d) 及び(e)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - b 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
 - c 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(ア) a(e) 及び(f)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - d 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(ア) a(a) 又は(b)に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
 - e (ア) a(d) に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
 - f 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。）の周囲には、規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(ア) a(e) 及び(f)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
 - g 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(ア) a(c) に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
 - h 危険物を加熱する設備（(ア) a(b) 又は(g)の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
 - i (ア) a(g) の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
 - j 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
 - k 規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。

ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができる。

- 1 規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。

カ 吹付塗装作業工程と連続する工程が存在し、危険物を取り扱うのは吹付塗装作業工程のみである場合、連続する工程を含めて政令第 19 条第 2 項第 1 号に定める一般取扱所として差し支えない。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

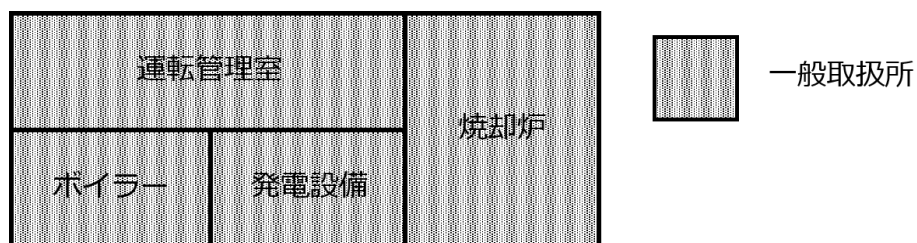
〔許可範囲の例〕



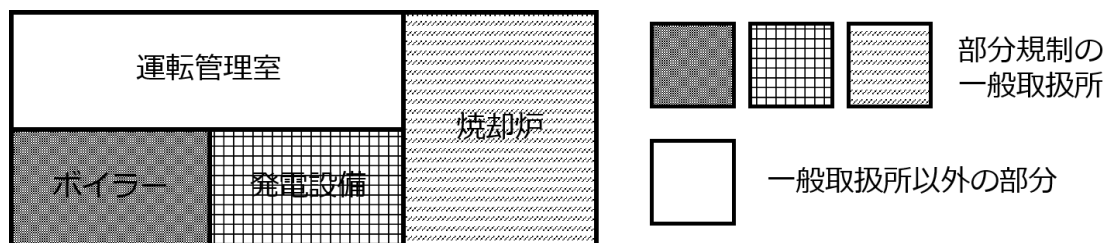
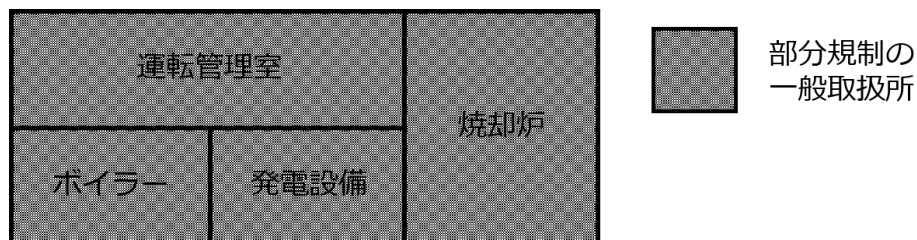
図第 4-4-9

キ 指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費する発電設備とボイラー設備を耐火構造の壁で区画されたそれぞれの専用室に隣り合わせて設ける場合、一の一般取扱所とすべきか、又は二の一般取扱所とすべきかは、設置者等の選択によることができる。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

〔政令第 19 条第 1 項適用〕



〔政令第 19 条第 2 項適用〕

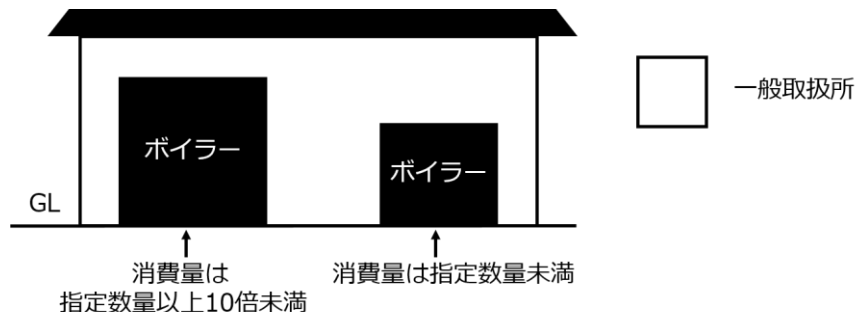


図第 4-4-10

ク 工場等区画のない作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合（両設備における危険物消費量の合計が 10 倍未満）、次のいずれで規制しても差し支えない。

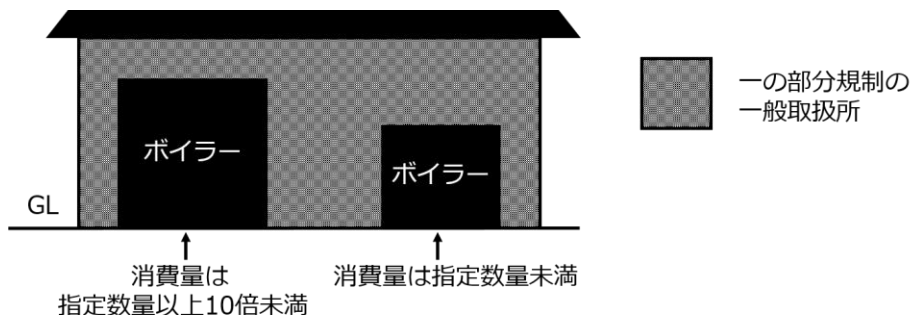
（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

（ア）建築物全体を政令第 19 条第 1 項の一般取扱所とする。



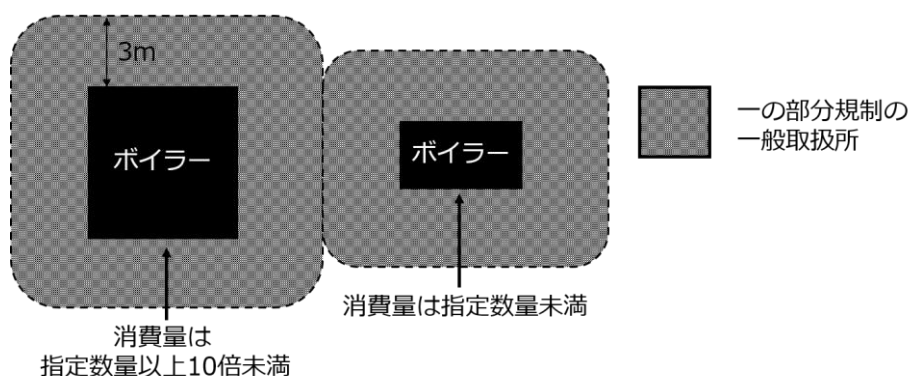
図第 4-4-11

（イ）建築物全体を政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する。



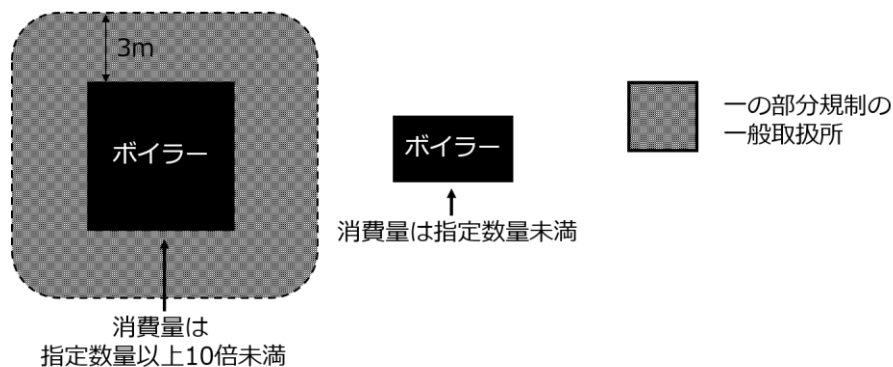
図第 4-4-12

（ウ）両ボイラー設備を併せて、政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。



図第 4-4-13

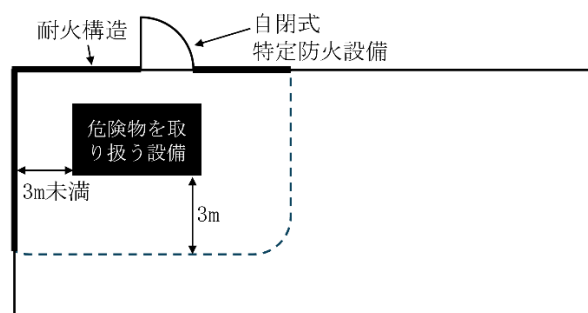
（エ）危険物消費量が指定数量以上 10 倍未満のボイラー設備のみを政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。



図第 4-4-14

ケ 規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 2 号、第 28 条の 56 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 3 項第 1 号、第 28 条の 57 第 4 項第 7 号、第 28 条の 60 第 4 項第 1 号及び第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 1 号に規定する危険物を取り扱う設備から 3m 未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離 3m 未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。

(H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)



図第 4-4-15

コ 規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」は、建基令第 107 条第 1 号及び第 2 号の規定によること。(H2. 10. 31 消防危第 105 号質疑) ◆

サ 規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。

(H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)

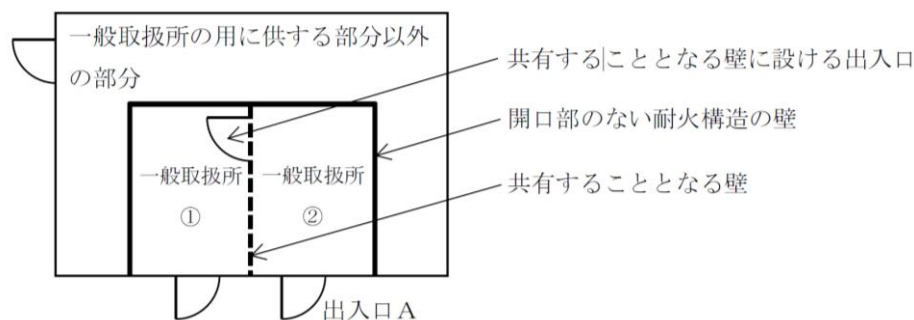
シ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、政令第 19 条第 2 項の規定により適用される位置、構造及び設備の技術上の基準（規則第 28 条の 58 及び第 28 条の 59 を除く。）に適合する 2 つの一般取扱所（一般取扱所①及び②）を図のように隣接して設置する場合、次によること。(R5. 3. 24 消防危第 63 号質疑)

(ア) 隣接していることにより 2 つの一般取扱所で共有することとなる壁及び当該壁に設ける出入口の戸は、双方の一般取扱所の規制範囲に含まれるものであること。

(イ) 一方又は両方の一般取扱所について、規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号又は第 28 条の 56 第 2 項第 1 号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより 2 つの一般取扱所で共有することとなる壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とすること。

(ウ) 一方又は両方の一般取扱所について、規則第 28 条の 55 第 2 項第 4 号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより 2 つの一般取扱所で共有することとなる壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

- (エ) 出入口Aを設けない場合など、一方の一般取扱所が、もう一方の一般取扱所を経なければ出入りできないような構造であっても差し支えない。



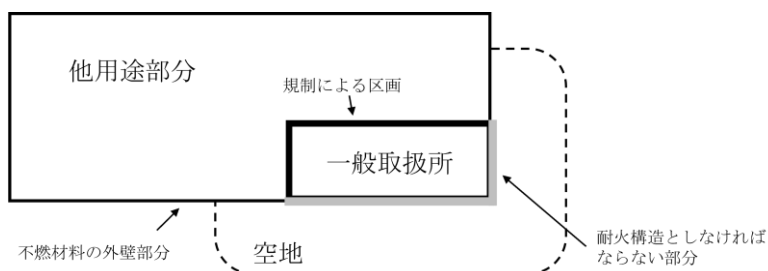
図第4-4-16

(2) 吹付塗装等の一般取扱所

- ア 規則第28条の55第2項第2号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、空地があり、延焼のおそれがある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。

(H1.7.4 消防危第64号質疑)

〔空地により建築構造の緩和できない例〕



図第4-4-17

- イ 「耐火構造又は不燃材料」については、第2節 第1「製造所」1 不燃材料及び耐火構造によること。
- ウ 「換気設備及び排出設備」については、第2節 第1「製造所」7 換気設備等によること。
- エ 規則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床は、「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床並びに建基法第2条第7号並びに建基令第107条第1号及び第2号(第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。(R5.3.24 消防危第63号質疑)

(3) 焼入れ作業等の一般取扱所

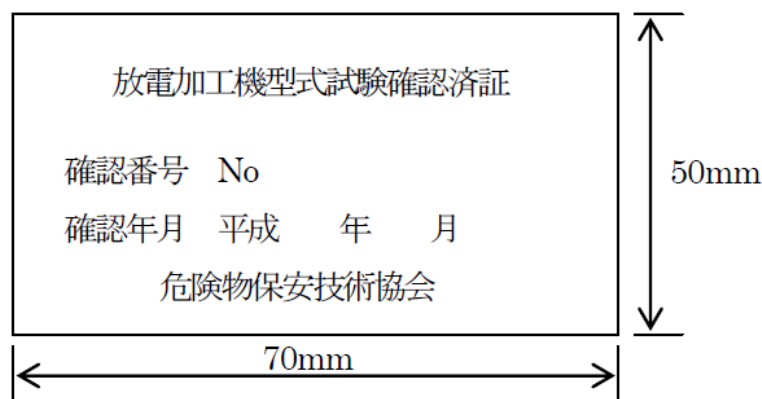
- ア 放電加工機については、下記によること。(S61.1.31 消防危第19号通知) ◆

(ア) 次に掲げる安全装置を設置するものであること。

- 加工液の温度が最高許容液温(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる液温検出装置
- 加工液の液面が設定位置(工作物上面から50mm)より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる液面検出装置
- 工具電極と工作物との間に炭化生成物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる異常加工検出装置

- (イ) 放電加工機の本体（安全装置を含む）については、KHK が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置すること。

なお、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものであること。



図第 4-4-18

- イ 規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床は、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1399 号）第 1 第 1 号に適合する壁及び第 3 第 1 号に適合する床並びに建基法第 2 条第 7 号並びに建基令第 107 条第 1 号及び第 2 号（第 1 号にあっては、通常の火災による加熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。（R5. 3. 24 消防危第 63 号質疑）

(4) ボイラー等の一般取扱所

- ア 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれる。

（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

- イ 規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「非常用電源に係るもの」とは、地震時又は停電等の緊急時の消防用設備等の非常用電源として使用する自家用発電設備、若しくは病院等電力供給を停止することにより重大な支障が生じるおそれのある施設の非常用電源として使用する自家用発電設備等をいうものであること。また、「危険物の供給を自動的に遮断する装置」とは、計装設備に接続した遮断弁等とする。◆

- ウ 危険物を消費する設備の排気筒は、規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号及び第 3 項第 3 号に規定する「換気設備」に該当せず、高温となる排気筒であっても防火上有効なダンパー等の設置は要しない。また、当該排気筒について、区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で被覆することや耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合、区画を貫通することを認めて差し支えない。（H29. 10. 30 消防危第 216 号質疑）

- エ 規則第 28 条の 57 第 4 項第 7 号に規定する「空地」について、架台等により空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがなく、かつ、当該段差が 50cm 以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。（H29. 10. 30 消防危第 216 号質疑）

- オ 規則第 28 条の 57 第 4 項第 7 号に規定する「幅 3m 以上の空地」に代えて「囲いから 3m 未満となる建築物の壁及び柱」と同等以上の防火塀とすることができる。

この場合における防火塀については、設備及びタンク等より高く、かつ、3m 以内にある他用途部分が隠れる範囲及び高さとすること。◆

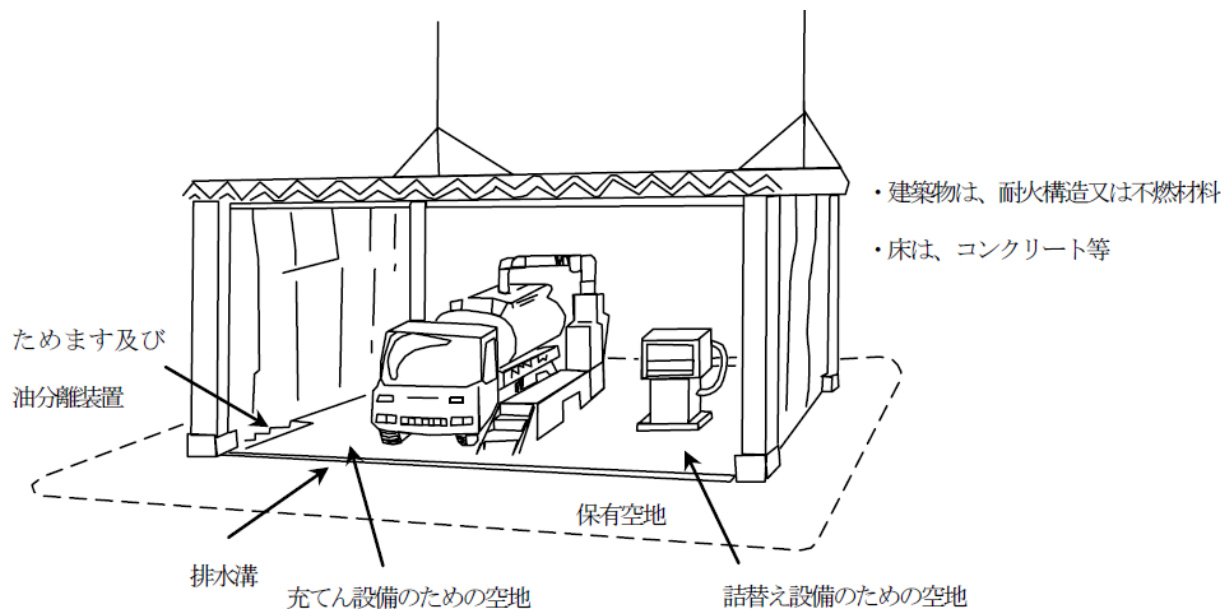
- カ 規則第 28 条の 57 第 4 項第 8 号に規定する「油分離装置」について、屋上部分に設置すること

が困難な場合は地上部の火災予防上安全な部分に設置することとし、屋上の貯留設備から配管により油分離装置へ導くものとする。なお、構造等については、第2節 第1「製造所」8 流出防止・油分離装置によること。◆

(5) 充填の一般取扱所

ア 「油分離装置」については、第2節 第1「製造所」8 流出防止・油分離装置によること。

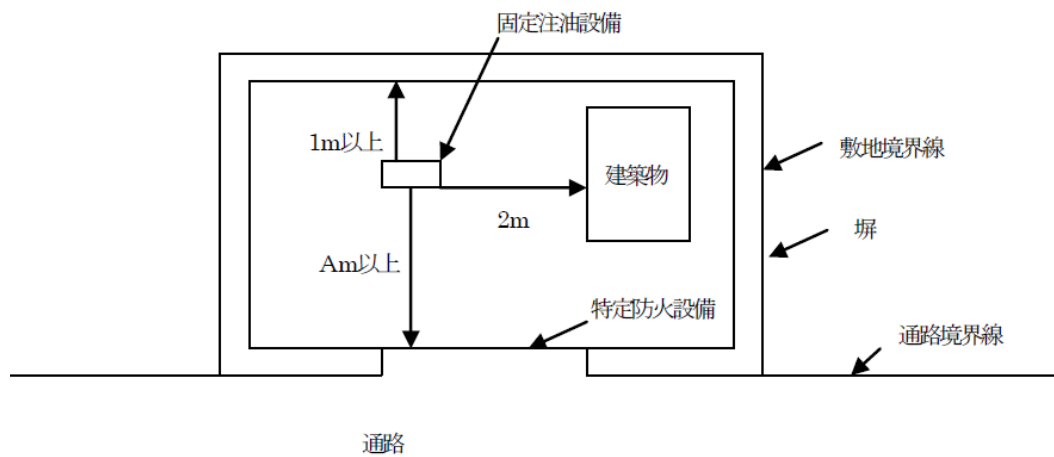
イ 充填の一般取扱所の例は下図による。◆



図第 4-4-19

(6) 詰替えの一般取扱所

ア 固定注油設備の設置位置は下図の例による。◆



A：固定注油設備に接続される注油ホースの長さにより決まる

図第 4-4-20

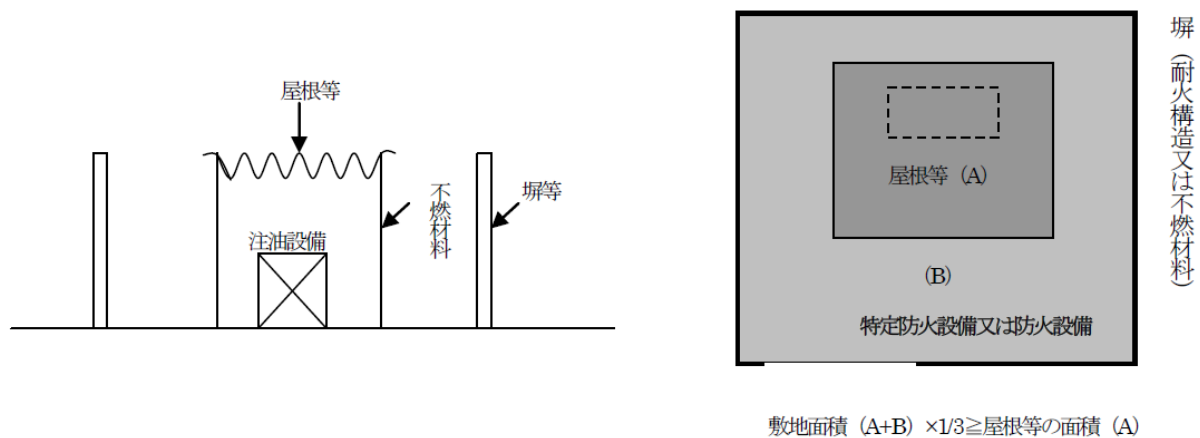
イ 懸垂式の固定注油設備の「危険物の移送を緊急に止めることができる装置」は、操作しやすい場所に設けること。◆

ウ 周囲に設ける「塀又は壁」については、危険物の取扱いのために出入りする必要な部分の側（一の側に限る。）を除き設けるものとし、「給油取扱所」の防火塀等の例によること。◆

エ 延焼のおそれのある「塀又は壁」に設ける出入口は、特定防火設備とすること。◆

オ 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」については、「給油取扱所」の例によること。

カ 屋根等の水平投影面積は、下図の例による。◆



図第 4-4-21

キ 小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用通達が廃止されることとなるが、当該通達に基づき許可された容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、改めて政令第 19 条第 1 項として許可を受ける必要はない。また、当該一般取扱所が規則第 28 条の 59 に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準を満たしていても、政令第 19 条第 2 項第 5 号の一般取扱所としての許可を受けたものとはみなせない。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

(7) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

ア 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等

(ア) 告示第 68 条の 2 の 2 の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。

- a IEC (国際電気標準会議) 62619 又は 62933-5-2 に適合するもの
- b UL (米国保険業者安全試験所) 9540A 又は 1973 に適合するもの

(イ) 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所 (指定数量の倍数が 30 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで並びに同第 28 条の 56 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合するものについては、規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項に定める特例及び同条第 3 項に定める特例を適用することができること。

(ウ) 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所 (指定数量の倍数が 10 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第 28 条の 60 の 4 第 4 項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項に定める特例及び同条第 4 項に定める特例を適用することができること。

イ 規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所 (危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。)の特例基準等

規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 5 号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。

(ア) 許可申請等の単位について

〔屋外コンテナ等蓄電池設備の設置例〕

凡例

- 危険物を取り扱う設備
- 保有空地（3m）

離隔距離不要

3m

<例1>

離隔距離不要

3m

<例2>

凡例

- ：危険物を取り扱う設備
- ：保有空地（3m）

離隔距離不要

＜例 3＞

＜例 4＞

(イ) 危険物取扱者等の取り扱いについて

295